

### (社会保障制度についての情報提供・意識啓発)

○厚生労働省は、有識者会議「社会保障の教育推進に関する検討会」において作成した高校生向け教材を全国の高等学校に無償配布するとともに、教員向けの研修会を実施するなど、教育現場への普及・啓発活動を行っている。

## 2 ボランティアなど社会参加活動の推進

○学校教育では、総合的な学習の時間や特別活動において、ボランティア活動を始めとする社会参加活動が行われている。

○独立行政法人国立青少年教育振興機構は、「学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会」を実施している。

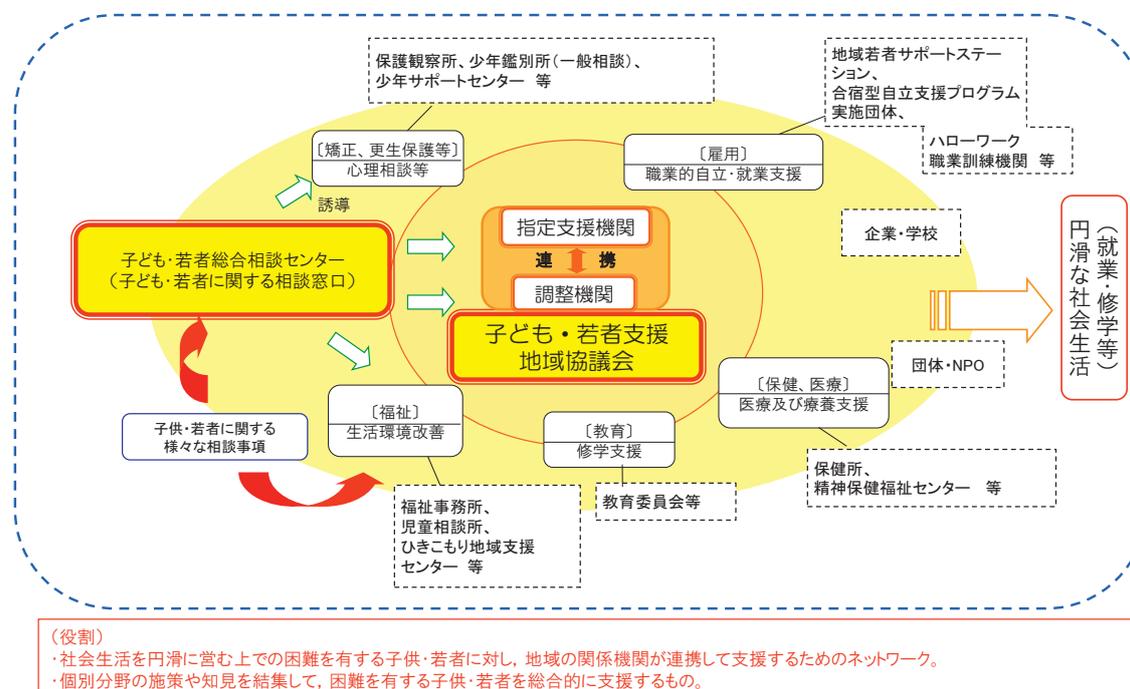
## 第3章 困難を有する子供・若者やその家族の支援

### 第1節 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実

#### 1 子ども・若者支援地域協議会を通じた縦と横の支援ネットワークの構築

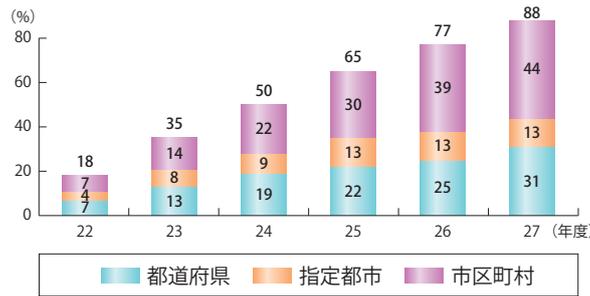
○内閣府は、子ども・若者支援地域協議会の設置促進を図るため、平成27（2015）年度は、同協議会の設置されていない都道府県等を対象とした「子ども・若者支援地域協議会設置促進事業」を実施した（[図表24](#)、[図表25](#)）。

図表24 子ども・若者支援地域協議会



(出典) 内閣府資料

図表25 子ども・若者支援地域協議会設置数の推移



(出典) 内閣府資料

## 2 アウトリーチの充実

○内閣府は、アウトリーチに携わる人材の養成を目的とした「アウトリーチ（訪問支援）研修」、困難を有する子供・若者に対する相談業務に従事する公的相談機関の職員やNPO法人等の職員を対象に、適切な支援を行うために必要な知見等の習得を目的とした研修を実施し、子供・若者育成支援に関わる幅広い人材の養成に努めている。

## 第2節 困難な状況ごとの取組

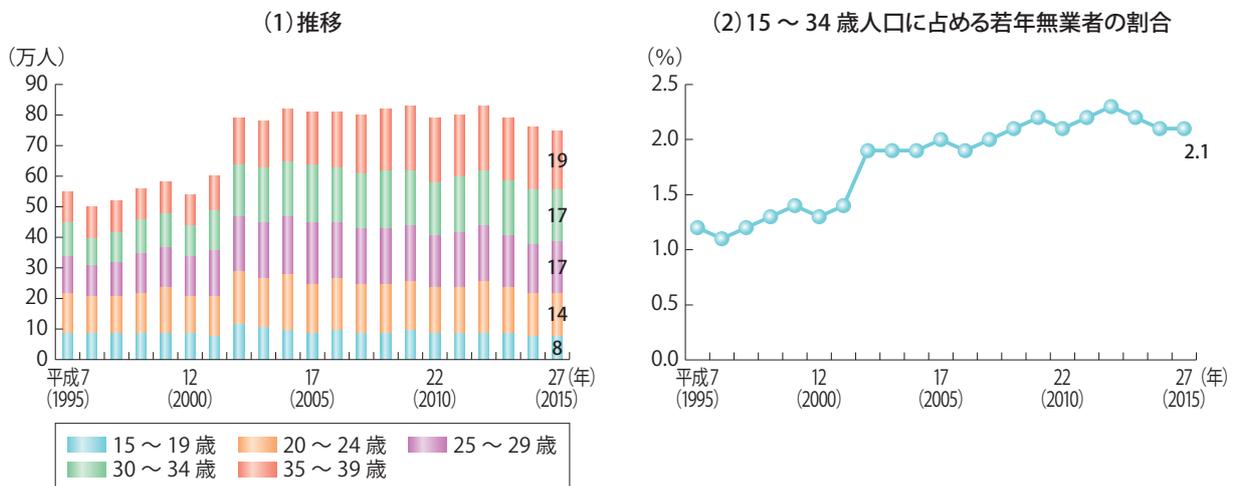
### 1 ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援等

#### (1) ニート等の若者の支援

◇15～39歳の若年無業者数は、ここ数年減少傾向が見られる。

◇15～34歳人口に占める若年無業者の割合は平成27年は2.1%。

図表26 若年無業者数



(出典) 総務省「労働力調査」

(注) 1. ここでいう若年無業者とは、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。グラフでは参考として35～39歳の数値も記載。  
2. 平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

○厚生労働省は、「地域若者サポートステーション」（以下「サポステ」という。）において、地方自治体と協働し、職業的自立に向けた専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラムを実施している（15～39歳対象）（図表27）。

図表 27 地域若者サポートステーション事業



(出典) 厚生労働省資料

## (2) ひきこもりの支援

○厚生労働省は、関係機関と連携の下でひきこもり専門相談窓口としての機能を担う「ひきこもり地域支援センター」の整備を推進している。また、継続的な訪問支援などを行う「ひきこもりサポーター」を都道府県又は市町村が養成し、市町村が家族や本人へサポーターを派遣する事業を行っている。

## (3) 不登校の子供・若者の支援

○文部科学省は、平成27(2015)年1月より「不登校に関する調査研究協力者会議」を開催し、8月に中間まとめを公表した。これを受けて、不登校児童生徒への支援モデル事業として、教育支援センターの設置促進支援等を実施している。また、不登校の子供への相談・指導を行うために都道府県・市町村教育委員会が設置している教育支援センター(適応指導教室)では、不登校の子供が在籍する学校とも連絡をとりながら、子供の実情に応じた学習指導が行われている。

## (4) 高校中途退学者及び進路未決定卒業者の支援

○文部科学省は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の中で、高校中退の状況を把握し、公表している。

○厚生労働省は、平成28(2016)年度より、学校等関係機関、ハローワーク、サポステが連携し、高校中退者等に対する切れ目ない支援の充実を図っていく。

## 2 障害等のある子供・若者の支援

### (1) 障害のある子供・若者の支援

#### (特別支援教育の推進)

○文部科学省は、特別支援教育を推進するための以下のような取組を行っている。

- ・早期支援コーディネーターの配置による早期からの教育相談・支援体制の構築、合理的配慮協力員等の配置による学校における合理的配慮の充実
- ・「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」で得られた実践事例を独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の「『合理的配慮』実践事例データベース」上で公表し、障害のある子供への「合理的配慮」の充実に役立つ情報の発信

### (障害のある子供たちへの就学支援)

- 文部科学省と地方公共団体は、障害のある子供の特別支援学校や小・中学校への就学の特殊事情に鑑み、これらの学校に就学する子供の保護者などの経済的負担を軽減するため、保護者の経済的負担能力に応じて就学奨励費を支給している。

### (障害のある子供と障害のない子供や地域の人々との交流及び共同学習)

- 文部科学省は、現行学習指導要領などにおいて障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習の機会を設けることを規定するとともに、「交流及び共同学習ガイド」のホームページへの掲載を行っている。
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、教職員を対象に「交流及び共同学習推進指導者研究協議会」を開催し、交流・共同学習の理解促進と具体的な方策の普及を図っている。

### (スポーツ活動)

- 平成27(2015)年度より、スポーツ関係者と障害福祉関係者が連携・協働体制を構築し、地域において一体的に障害者スポーツを推進する取組を支援している。平成28(2016)年度より、障害児を含めた障害者の日常的なスポーツ活動を推進するため、特別支援学校等を拠点とした障害者のスポーツ活動の拠点づくりを推進するための支援を実施することとしている。

## (2) 発達障害のある子供・若者の支援

### (「発達障害者支援センター」を核とした地域支援体制の強化)

- 厚生労働省は、「発達障害者支援法」(平16法167)に基づき、ペアレントメンターの養成、発達障害者地域支援マネジャーの発達障害者支援センターへの配置等により、発達障害者やその家族に対する相談支援を推進している。

### (学校における支援体制の整備)

- 発達障害の可能性のある子供は通常の学級にも在籍しており、文部科学省は、発達障害を含む障害のある子供への学校における支援体制の整備を推進している。
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、発達障害に関する正しい理解や支援に関する様々な教育情報、教員研修用の講座を提供するとともに、発達障害教育指導者研究協議会を開催している。

## (3) 障害者に対する就労支援等

- 厚生労働省は、障害者雇用率の達成に向け、ハローワークなどにおいて厳正な達成指導を実施しているほか、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」、一般就労への移行を支援する「就労移行支援」と一般就労が困難な者に対して働く場を提供する「就労継続支援」等を実施している。
- 特別支援学校では、例えば、コンピュータや情報通信ネットワークを活用して、情報技術や情報処理の能力を育成したり、産業界との連携を図った職場体験の機会を設けたりするなど、時代の進展や社会の変化に対応した職業教育が行われている。

## (4) 障害者に対する文化芸術活動の支援

- 文部科学省においては、全国高等学校総合文化祭において特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場を提供するとともに、小学校・中学校等に障害のある芸術家等を派遣し、車いすダンスの披露や車いすダンス体験等の機会等を提供している。また、障害者の優れた芸術活動に関する試行的展覧会等の実施や、障害者の芸術活動を支援する人材育成事業に対する支援、障害者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくりを進めている。

## (5) 慢性疾病を抱える児童等や難病患者の支援

- 小児慢性特定疾病対策及び難病対策については、平成27(2015)年1月の「児童福祉法の一部を改正する法律」(平26法47)及び「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平26法50)の施

行により、各法に基づく医療費助成制度や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業等が都道府県等において実施されている。さらに、難病対策については平成27年9月に、小児慢性特定疾病対策については同年10月に基本方針が策定され、厚生労働省では、これらの法律及び基本方針に基づき小児慢性特定疾病児童等や難病患者に対して、総合的な対策を推進していくこととしている。

### **3 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等**

#### **(1) 総合的取組**

##### **(関係府省の連携)**

- 政府では、非行対策の推進について密接な連絡や情報交換、協議等を行うため、子ども・若者育成支援推進本部の下に少年非行対策課長会議を設置し、関係府省が連携して対策の充実強化を図っている。
- 平成27(2015)年2月に神奈川県川崎市で発生した中学1年生殺害事件を受け、文部科学省では、関係府省庁とも連携し、対応方策を取りまとめ、教育委員会等への周知を行った。

##### **(家庭、学校、地域の連携)**

- 多様化、深刻化している少年の問題行動の個々の状況に着目し、的確な支援を行うため、学校、警察、児童相談所、保護観察所といった関係機関が「サポートチーム」を編成し、適切な役割分担の下に連携して対処している。
- 警察署の管轄区域、市町村の区域等を単位に、全ての都道府県で学校警察連絡協議会が設置されている。また、非行少年、不良行為少年等に関する情報を警察・学校間で通知する「学校・警察連絡制度」が各地で構築されている。
- 警察は、退職した警察官などをスクールサポーターとして警察署などに配置するとともに、学校からの要請に応じて派遣している。
- 「更生保護サポートセンター」では、保護司が駐在して、様々な関係機関・団体と協力し、保護観察を受けている人の立ち直り支援や、非行防止セミナー、住民からの非行相談を行っている。
- 少年鑑別所は、「法務少年支援センター」として、少年や保護者などの個人からの相談に応じて情報の提供・助言等を行っている。

#### **(2) 非行防止、相談活動等**

##### **(非行少年を生まない社会づくり)**

- 警察は、少年の規範意識の向上及び社会との絆の強化を図るため、「非行少年を生まない社会づくり」の取組を全国的に推進している。

##### **(非行防止教室)**

- 警察は、職員の学校への派遣や少年警察ボランティアなどの協力により、非行防止教室を開催している。
- 文部科学省は、道徳教育の充実を図るとともに、関係機関と連携した非行防止教室の開催などにより規範意識を養い、子供の非行防止に努めている。
- 法務省は、「中学生サポート・アクションプラン」として、中学生の犯罪・非行の未然防止と健全育成を図っている。

##### **(相談活動)**

- 青少年センターでは、相談活動や街頭補導、有害環境の適正化に関する活動が行われている。
- 警察では、相談窓口を設け、少年補導職員や警察官などが、必要な指導や助言を行っている。また、電話相談窓口「ヤングテレホンコーナー」を設置しているほか、FAXや電子メールによる相談も受け付けるなど、相談者が利用しやすい環境の整備を行っている。
- 法務省は、人権擁護委員や法務局・地方法務局の職員による相談対応を行っている。また、少年鑑別所でも、「法務少年支援センター」として保護者や学校関係者などからの相談に応じている。「更

生保護サポートセンター」でも、保護司が親からの相談に応じている。

#### (補導活動)

- 警察は、全国に設置された少年サポートセンターを中心として、警察が委嘱する少年警察ボランティアなどと連携し、繁華街や公園といった非行が行われやすい場所に重点を置いて、家出少年などの発見・保護活動及び深夜はいかいなど不良行為少年に対する補導活動を推進し、問題行動を早期に発見して、少年及びその保護者に対する的確な助言・指導を行っている。

#### (事件の捜査・調査)

- 警察は、非行少年を発見した場合は、必要な捜査や調査を行い、検察官や家庭裁判所、児童相談所といった関係機関へ送致または通告するほか、その少年の保護者に助言を与えるなど、非行少年に対して適切な指導がなされるよう措置している。
- 検察官は、警察からの送致などを受けて必要な捜査を行い、犯罪の嫌疑があると認めたときは、事件を家庭裁判所に送致する。その際、処遇に関する意見を付している。

#### (非行集団対策)

- 警察は、非行集団の実態把握を徹底し、取締りによる非行集団の弱体化と解体、少年の非行集団及び暴力団への加入阻止や離脱支援、暴走族対策などの取組を推進している。

### (3) 薬物乱用防止

- 政府では、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月）及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」（平成26年7月）に基づき、危険ドラッグを始めとする薬物乱用の根絶に向けた総合的な対策を推進している。
- 内閣府は、薬物乱用の危険性や正しい知識を青少年に分かりやすく伝えるため、平成28（2016）年3月に、薬物乱用対策マンガを作成し、ホームページに公表した（図表28）。
- 警察は、薬物密輸・密売組織の実態解明及びその壊滅に向けた取締り、関係機関との連携による水際対策の強化などにより、薬物供給を遮断するとともに、規制薬物や指定薬物の乱用者の徹底検挙、子供に対する薬物乱用防止教室、大学生や新社会人に対する薬物乱用防止講習会などを行い、薬物需要の根絶を図っている。
- 法務省は、少年院において、薬物に対する依存のある者を対象に、薬物非行防止指導を実施している。刑事施設では、麻薬や覚醒剤などの薬物に対する依存がある受刑者を対象に、薬物依存離脱指導を実施している。保護観察所では、保護観察に付されている者に対し、自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を実施するとともに、一定の条件を満たした者に対して認知行動療法などに基づく薬物再乱用防止プログラムを実施している。
- 文部科学省は、小学校、中学校、高校において薬物乱用防止教室を開催している。また、広く薬物乱用防止に係る啓発資料を作成し、配布している。
- 厚生労働省は、インターネットを利用した密売事犯や外国人による密売事犯などに対する取締りの強化、地域における薬物乱用防止・薬物依存症に関する相談体制の充実、医療機関による対応の充実、危険ドラッグの指定薬物への迅速な指定、検査命令及び販売等停止命令の実施、危険ドラッグのインターネット販売店についてプロバイダなどに対する削除要請等を実施している。